

戸籍謄抄本・住民票写しの第三者請求は請求理由の記載が“法律”で規定されています。ご理解とご協力をお願いします。

(根拠法：戸籍法第10条の2第1項、住民基本台帳法第12条の3第1項)

請求理由を求める場合の代表的な例

- ・ 戸籍謄抄本等（除籍謄本、改製原戸籍を含む）を結婚して別の戸籍になっている兄弟・姉妹やおじ、おば、甥、姪等で請求される場合
- ・ 除票（死亡された方分）を請求される場合

1 私は請求対象者の()です

右記から該当する関係を○で囲む	祖父・祖母・父・母・配偶者・子・子の子・兄・弟・姉・妹・おじ・おば・甥・姪・その他()
-----------------	--

2 交付請求理由

該当する理由の□にレ点をし、()内を埋めてください。

(1) 自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために戸籍又は住民票の記載事項を確認する必要がある場合

□① 年金事務所に提出する必要があるため

年金受給者(氏名：)が死亡したため、請求人である私が、未支給年金請求のため、()年金事務所に提出する必要がある。

□② 相続の手続きを代表して行っているため

死亡した(氏名：)の法定相続人である私が、相続の手続きのため、(提出先の名称：)に提出する必要がある。

(生存直系尊属又は卑属の有無： 有 ・ 無)

□③ 債権者が権利を行使する必要があるため

債務者(氏名：)に対し、(年 月 日弁済期 年 月 日)として金(円)を貸し付けたが、債務者が(年 月 日)に死亡したので、貸金返還を求めるため戸籍により相続人を特定する必要がある。

(2) 国(裁判所)又は地方公共団体の機関に提出する必要がある場合

□ 死亡した(氏名：)の相続人である私が、遺産についての遺産分割調停の申立てに際して添付資料として、死亡者が記載されている(戸籍謄本・住民票の写し)を家庭裁判所へ提出する必要がある。

(3) その他戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある場合

□ ()公証役場において公証人から、(氏名：)に財産を相続させる旨の公正証書遺言を作成してもらうため、(氏名：)の戸籍謄本を提出する必要がある。

(4) 上記の事例に該当しない場合

利用目的について詳しくご記入ください。

()